

フラッグシップ大学の指定の範囲と規制の特例の考え方（たたき台）

1. フラッグシップ大学の指定の範囲

- 研究開発から実装までを一体となっていくことを前提とするため、教員養成を主たる目的とする学部、大学院（主として教職大学院）、附属学校を有する機関を一体として指定してはどうか。
- 特定のテーマや分野の部分的な連携・統合も可として、複数の大学・学部が連携・統合して申請することを促進してはどうか。ただし、その場合、責任体制やとりまとめ大学が明確になっていることが必要ではないか。

2. 規制の特例の考え方

（1）学部レベル（主に教員免許制度関連）

- ・今後の履修科目・事項やコアカリキュラムの在り方を研究し、実装することができるように、必履修単位数の範囲内において、研究開発課題に対応した特別の科目の開設・履修等（例えば STEAM 教育等）の特例を認めることができるような仕組みを検討してはどうか。
- ・ただし、免許状取得に必要な学位及び単位数（法律事項）や履修すべき科目及び事項（省令事項）については、教員になるために最低限必要な学修量や学修内容等を定めるものであることから、現行通りとしてはどうか。

（2）大学院レベル（主に教職大学院制度関連）

- ・今後の教職大学院のカリキュラムの在り方を研究し、実装することができるように、一定の経験年数等を有する現職教員の実習10単位を免除したり（現状でも設置基準に基づき大学の個別の判断で可）、特定の者（例えば、校長、指導主事等）を対象としたコースについて、研究開発課題に応じて必修5領域の総単位数20単位を軽減し、その分は別の科目の履修等を可能にする措置（通知事項）を検討したりしてはどうか。
- ・ただし、教職修士の取得に必要な総単位数45単位、実習10単位、必修5領域の履修（いずれも省令事項）については、個人が学位を取得するために必要な学修量や学修内容等を定めるものであることから、現行通りとしてはどうか。
- ・さらなる弾力化を求める場合は、新たな修士課程の検討が望ましいのではないか。
- ・専修免許状の取得についても、学部レベルと同様の特例（必履修単位数の範囲内における特別の科目の開設・履修等）を認めることができるような仕組みを検討してはどうか。

3. 規制の強化の考え方

- 現行の制度を順守しつつ、教育環境や教育方法について、規制を強化してはどうか。
- 例えば、資料2の4（1）及び（2）を満たす「企業との連携・協働」や「先端技術・科学的手法の実演」等を指定の条件としてはどうか。

4. 新たな措置

- 指定に当たり、教員養成部会の下に常設の委員会を立ち上げ、事前の確認、事後の評価を実施してはどうか。
- 指定を受けたフラッグシップ大学は、評価に基づき、指定の取消や延長等を決定してはどうか。
- 評価に当たっては、自己点検・自己評価や外部評価（第三者評価）を先取りする内容も含めることが必要ではないか。
- 指定は、連携・統合を促進するうえでも、支援事業とセットであることが必要ではないか。

以上